**○農林水産省告示第七百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字椿原字下沢下二〇四の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第七百八号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、本田技研工業株式会社及びＨＯＮＤＡ　ＡＵＴＯＭＯＢＩＬＥ（ＴＨＡＩＬＡＮＤ）ＣＯ．，　ＬＴＤ．から、指定自動車の指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

1．変更する指定製作者等の住所

新

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号及び49MOO 9, TAMBOL THANU, AMPHUR UTHAI, AYUTTHAYA 13210, THAILAND

旧

東京都港区南青山２丁目１番１号及び49MOO 9, TAMBOL THANU, AMPHUR UTHAI, AYUTTHAYA 13210, THAILAND

2．変更年月日

令和７年５月26日

**○国土交通省告示第七百九号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、本田技研工業株式会社から、製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があった。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

**○農林水産省告示第七百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市鶴里町柿野字浜井場一七九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字大口五六九五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第七百八十七号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、本田技研工業株式会社及びＨＯＮＤＡ　ＡＵＴＯＭＯＢＩＬＥ（ＴＨＡＩＬＡＮＤ）ＣＯ．，　ＬＴＤ．から、指定自動車の指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

1．変更する指定製作者等の住所

新

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号及び49MOO 9, TAMBOL THANU, AMPHUR UTHAI, AYUTTHAYA 13210, THAILAND

旧

東京都港区南青山２丁目１番１号及び49MOO 9, TAMBOL THANU, AMPHUR UTHAI, AYUTTHAYA 13210, THAILAND

2．変更年月日

令和７年10月17日

**○国土交通省告示第七百十一号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、本田技研工業株式会社及びＨＯＮＤＡ　ＡＵＴＯＭＯＢＩＬＥ（ＴＨＡＩＬＡＮＤ）ＣＯ．，　ＬＴＤ．から、指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新

本田技研工業株式会社及びHONDA AUTOMOBILE(THAILAND) CO., LTD.

旧

本田技研工業株式会社及びHONDA AUTOMOBILE(THAILAND) CO., LTD.

2．変更する指定製作者等の住所

新

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号及び49MOO 27MOO14, SOI SERITHAI87, SERITHAI ROAD, KHWAENG MINBURI, KHET MINBURI, BANGKOK10510

旧

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号及び49MOO 9, TAMBOL THANU, AMPHUR UTHAI, AYUTTHAYA 13210, THAILAND

3．変更年月日

令和７年10月１日

**○関東地方整備局告示第百八十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和六年関東地方整備局告示第二百九号館林都市計画工業団地造成事業館林大島地区工業団地造成事業

三　事業施行期間　自令和六年七月三十日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和六年関東地方整備局告示第二百九号の事業地のうち群馬県館林市大島町字上新田、字下八ツ島、字岡里前及び字小草原地内において事業地を変更する。

使用の部分　令和六年関東地方整備局告示第二百九号の事業地に群馬県館林市大島町字上新田、字下八ツ島、字岡里前及び字小草原地内を加える。